

令和元年度 運動療法機能訓練技能講習会 実施要項

公益法人 全国病院理学療法協会

(目 的)

本講習会は、理学療法士以外の理学療法従事者であって、医師の指示のもとに、運動療法、機能訓練等のリハビリテーション業務に従事している者に対し、知識・技術を習得させるために講習会を実施し、国民の保健・医療介護、及び福祉の領域における資質の高いマンパワーとしての活用を推進するとともに、運動療法等を実施する施設における資質の高い経験ある従事者としての役割を確立することを目的とする。

(実施団体)

公益社団法人 全国病院理学療法協会

(後 援)

厚生労働省（申請中）・他

(実施地方会)

関東甲信越地方会 近畿地方会 中国地方会
(平成 31 年 4 月 20 日現在)

(講習内容)

- 1、実講義(直接講師が担当して講義を行う。)
 - 2、視聴覚学習(DVD を教材として学習する。)
 - 3、課題学習(レポート 3 題提出)
- 以上 1 ～ 3 の 3 部構成(合計 200 時間)

(カリキュラム概要)

基礎科目	リハビリテーション概論、神経内科・脳神経外科、整形外科 老年医学、臨床心理学、社会福祉概論
専門科目	運動学、理学療法評価、理学療法（運動療法） 日常生活動作（ADL）、介護
レポート	症例報告

(終了判定)

上記 1 ～ 3 において、80%以上の出席と課題学習の遂行をもって、修講と判定する。

運動器リハビリテーションセラピスト研修終了者は、視聴覚学習を 20 時間免除する。

(受講資格)

- 1、あん摩、マッサージ、指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、看護師、准看護師等の免許を有し、以下の施設で理学療法等に従事している者
- 2、病院・診療所、その他の施設において、医師の指示のもとに運動療法・機能訓練等のリハビリテーション業務に従事している者
- 3、介護保険施設及び介護サービス事業所、身障者自立支援施設、その他の福祉施設等で、運動療法・機能訓練等の業務に従事している者

(認定試験)

本講習会を修講した者を対象に、認定試験を実施する。

実施日 令和2年2月9日(日)

(技能認定登録制度)

本講習会を受講し、認定試験に合格した者が、所定の用紙に登録料を添えて登録を行い、その後3年間ごとに、本協会が主催する学会や講習会に参加し、一定の単位を取得した場合、登録の更新を行う制度であり、平成15年度より実施している。

この技能認定登録制度で「定期的に適切な研修を修了している者」は、診療報酬及び介護報酬制度における、下記が算定可能になっている。

- 1、診療報酬(平成30年4月1日現在)
 - 1) 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)及び(Ⅲ)で、(Ⅲ)が算定可
 - 2) 廃用症候群リハビリテーション料(Ⅱ)及び(Ⅲ)で、(Ⅲ)が算定可
 - 3) 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)及び(Ⅱ)並びに(Ⅲ)で、(Ⅲ)が算定可
- 2、介護報酬(平成30年4月1日)

指定通所リハビリテーション費(予防も含む)における、所要時間1時間～2時間の基本単位数が、算定可

(受講料)

- 1、運動療法機能訓練技能講習会受講料

会 員	10 万円	非会員	18 万円
-----	-------	-----	-------
- 2、技能試験受講料

会 員	無 料	非会員	2 万円
-----	-----	-----	------
- 3、技能認定登録料

会 員	5 千円	非会員	1 万円
-----	------	-----	------

※受講申し込み方法（詳細問い合わせ先）及び、講習会日程、募集期間等については、実施支部、地方会へお尋ねください。

以上